

下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準

(目的)

第1条 上下水道事業管理者が発注する建設工事において総合評価方式により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し、下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札実施要領(平成28年4月1日施行。以下「実施要領」という。)第8条に規定する評価基準を定めるものである。

(評価項目及び得点配分)

第2条 実施要領第8条に規定する評価項目及び得点配分は、別表1のとおりとする。

- 2 工事毎の評価対象とする具体的な項目については、原則として別表1の評価項目すべてを対象とする。ただし、別表1備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事毎に評価対象とする内容を設定する必要があるが、設定できない場合は評価項目としない。

(評価項目毎の評価基準及び評価点)

第3条 前条に規定する評価項目毎の評価基準及び評価点は、別表2のとおりとする。

- 2 別表2評価基準のうち不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、無効とする。また、「①簡易な施工計画」については、工事毎の特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となっていることが必要であり、一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない場合には加点しない。

(留意事項等)

第4条 第2条に規定する評価項目について、評価を行う際の留意事項等は別表3のとおりとする。

- 2 別表1の評価項目のうち(1)企業の技術力①簡易な施工計画に関する評価項目の設定に際しては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 発注しようとする工事については、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- (2) 評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（契約の内容に適合しないものにかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- (3) 技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事的な実施を求めるような設定をしてはならない。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 下関市上下水道局建設工事簡易型総合評価競争入札事務処理要領（平成19年10月9日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和2年9月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価方式に適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価方式については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。

別表 1

評価項目		細目		評価点		換算値		備考
				特別簡易	簡易	特別簡易	簡易	
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目選定	工程管理	-	2	-	4 ↓ 10	個別
			品質管理					
			その他配慮すべき事項					
		工事全般の施工計画 (受注者が提案する施工上配慮すべき事項)		-	2			
	②企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無		2		8 ↓ 4	10 ↓ 5	個別
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点 ただし、建築一式工事の場合は、過去4年間の平均点		2	4			
		過去2年間の指名停止措置の有無		0(-1)				
		過去3年間の優秀工事表彰の有無		1				
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）		1				
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況		1				
		作業船の保有状況		1				個別
	③配置技術者の能力及び担い手確保の取組	主任（監理）技術者の保有する資格		2		6 ↓ 4	6 ↓ 4	
		過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無		1				個別
		継続学習（CPD）の取組状況		1				
		技能士等の活用		1				個別
		担い手確保の取組		1				
(2) 企業の地域貢献度	①地域精通度	地理的条件		2	-	5 ↓ 2	3 ↓ 1	個別
	②地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績		1				個別
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		1				
		その他の取組		1				
合 計		換算値の計（加算点の満点）				10	20	

別表 2

評価項目		細目		評価基準	評価点	
					特別簡易	簡易
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目選定	工程管理	現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている。	-	2
				現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工夫が見られる。	-	1
				工程管理が適切である。	-	0
				不適切である。	-	欠格
			品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている。	-	2
				品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる。	-	1
				品質の確認方法、管理方法が適切である。	-	0
				不適切である。	-	欠格
			その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている。	-	2
				課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる。	-	1
				課題に対して、適切である。	-	0
				不適切である。	-	欠格
		工事全般の施工計画（受注者が提案する施工上配慮すべき事項）		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている。	-	2
				配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる。	-	1
				配慮事項への対応が適切である。	-	0
				不適切である。	-	失格
	②企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無		指定金額以上の実績有り	2	
				指定金額の2分の1以上の実績有り	1	
				指定金額の2分の1未満の実績有り又は実績無し	0	
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点 ただし、建築一式工事の場合は、過去4年間の平均点		80点以上	2	4
				75点以上 79点以下	1.5	3
				70点以上 74点以下	1	2
				65点以上 69点以下	0.5	1
				60点以上、64点以下、又は実績無し	0	0
				59点以下	-0.5	-1
		過去2年間の指名停止措置の有無		措置無し	0	
				措置有り	-1	
		過去3年間の優秀工事表彰の有無		表彰有り	1	
				表彰無し	0	
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）		いずれか1つを認証取得している。	1	
				認証取得していない。	0	

		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	認証取得している。	1	
			認証取得していない。	0	
		作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有又は共同保有（保有比率又は支払比率50%以上）している。	1	
			主作業船のうち、いずれかを共同保有（保有比率又は支払比率20%以上50%未満）している。	0.5	
			主作業船のうち、いずれかを共同保有（保有比率又は支払比率20%未満）している。	0.25	
			いずれの主作業船も保有していない。	0	
	③配置技術者の能力及び担い手確保の取組	主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格（例：土木施工管理技士）又は技術士と同等	2	
			2級国家資格（例：土木施工管理技士）と同等	1	
			上記以外	0	
		過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	指定金額以上の施工経験有り	1	
			指定金額の2分の1以上の施工経験有り	0.5	
			指定金額の2分の1未満の施工経験有り又は経験無し	0	
		継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある。	1	
			取得していない。	0	
		技能士等の活用	指定した全ての工種（種別）において指定した全ての技能士を活用する場合に評価する。なお、技能士活用は下請け等の職員による場合も認める。	1	
			活用しない。	0	
		担い手確保の取組	A及びBの両方に該当する。	1	
			A又はBのいずれか1項目に該当する。	0.5	
			A及びBのいずれにも該当しない。	0	
		A 若手技術者の雇用	満35歳未満の若手技術者を雇用している。		
		B 女性技術者の雇用	女性の技術者を雇用している。		
(2) 企業の地域貢献度	①地域精進度	地理的条件	工事場所のある地域に本店がある。	2	-
			上記以外の地域で市内に本店がある。	1	-
			その他	0	-
	②地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、出動実績がある。	1	
			登録はあるが、出動実績がない。	0.5	
			登録がない。	0	
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	雇用有り	1	
			雇用無し	0	
		その他の取組	A～Eのいずれか2項目以上に該当する。	1	
			A～Eのいずれか1項目に該当する。	0.5	
			A～Eのいずれにも該当しない。	0	

		A 障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり、法定雇用率以上の雇用がある。又は報告義務がなく1人以上の雇用がある。
		B 更生保護の協力雇用主登録	更生保護の協力雇用主登録がある。
		C 消防団協力事業所の登録	消防団協力事業所の登録がある。
		D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けている。
		E 地域貢献活動の実績	過去1年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある。

別表 3

評価項目		細 目	留 意 事 項	様式番号
(1) 企業 の 技 術 力	① 簡 易 な 施 工 計 画	簡易な施工計画 の共通事項	発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む。）で示す標準的な仕様（以下「標準案」という。）の範囲内で、現場条件、重要事項を踏まえた提案（技術的所見）を記述すること。標準案の範囲内の提案について、妥当性、適切性、的確性の観点から評価する。 なお、簡易な施工計画は標準案を超えた提案を求めるものではなく、標準案を超えた提案があっても優位な評価は行わない。	—
		発注者が求める 施工上配慮すべき事項	① 発注者が求める項目について、概略の工程表及び工程管理に対する技術的所見を記述すること。 ② 工程表は「新土木工事積算体系の解説」の中項目（レベル2）全てについて記入すること。 ③ 技術的所見は、工程計画策定の際に考慮した事項を工程表の下欄に必ず記載すること。記述にあたっては、「必要に応じて…」、「状況に応じ…」などの曖昧な表現は避けること。	3－1
		品質管理 その他配慮すべき事項	① 発注者が求める項目に関する施工方法、管理方法、確認方法等について、当該工事の特徴を踏まえた技術的所見を具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて…」、「状況に応じ…」などの曖昧な表現は避けること。 ② 必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含め A4 版用紙 2 枚以内で作成すること。 ③ 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ④ 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。	3－2
		工事全般の施工計画 (受注者が提案する施工上配慮すべき事項)	① 受注者が当該工事の特徴を踏まえ施工上配慮すべき事項を抽出し、抽出理由や技術的所見を記述すること。ただし、提案する事項は「発注者が求める事項」として、提出を求められている事項を除く。 ② 技術的所見は、安全対策、環境対策等について具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて…」、「状況に応じ…」などの曖昧な表現は避けること。 ③ 提案は最大 2 提案までとする。なお、2 提案を超えた提案がある場合は、記載順に 2 提案までを評価対象とし、以降の提案は評価対象としない。 ④ A4 版用紙 1 枚で作成すること。 ⑤ 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑥ 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。	4

② 企 業 の 技 術 的 能 力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	① 評価対象を「元請として、過去8年間（8年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について記載すること。 ② 同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを添付することで替えることができる。 ③ 共同企業体により施工した工事については協定書の写しを添付すること。 ④ 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。 ⑤ 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。 ⑥ 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。 ⑦ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	5
	過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点 ただし、建築一式工事の場合は、過去4年間の平均点	① 工事発注年度の直近2年度（建築一式工事は直近4年度）において、下関市、下関市上下水道局及び下関市ボートレース企業局の発注工事の完成検査成績評定点を合算し、当該業者が施工した工種別工事の平均成績評点数（少数点以下第1位を四捨五入）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は、平均点の算出の対象外とする。 ア 請負金額が500万円未満（土木一式工事及び建築一式工事は、請負金額が2,000万円未満）の工事 イ 災害復旧工事で契約担当者が平均点の算出の対象外とすべきと認めたもの ② 平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。 ③ 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、評価点は0点とする。 ④ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	—
	過去2年間の指名停止措置の有無	① 公告日前の2年間に市の指名停止措置を受けているものを対象とし評価（減点）する。 ② 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	—
	過去3年間の優秀工事表彰の有無	① 公告日前の3年間に下関市上下水道局優秀工事表彰制度、下関市優良工事事業者表彰制度、又は山口県優良建設工事表彰制度により表彰された者（発注工事と同じ工種で表彰された場合に限る。）を対象に評価する。 ② 山口県優良建設工事表彰を受けている場合は、表彰及びその工種のわかる書類の写しを添付すること。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	—

	ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	① ISO9001、ISO14001 又は環境活動評価プログラム（エコアクション 21）のいずれかを認証取得している場合に評価するので、認証取得を示す登録証の写しを提出すること。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。 ② 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	—																
	労働安全衛生マネジメント等の取得状況	① 労働安全衛生マネジメント（JISHA 方式適格 OSHMS、ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲が分かる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。 ② 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	—																
	作業船の保有状況	① 主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常の海上工事に使用される作業船（15 種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。 主作業船（15 種） <table><tr><td>1 ポンプ浚渫船</td><td>9 クレーン付台船</td></tr><tr><td>2 グラブ浚渫船</td><td>10 杭打船</td></tr><tr><td>3 バックホウ浚渫船</td><td>11 コンクリートミキサー船</td></tr><tr><td>4 リクレーマ船</td><td>12 ケーソン製作用台船</td></tr><tr><td>5 バージアンローダ船</td><td>13 深層混合処理船</td></tr><tr><td>6 空気圧送船</td><td>14 サンドドレーン船</td></tr><tr><td>7 旋回起重機船</td><td>15 サンドコンパクション船</td></tr><tr><td>8 固定起重機船</td><td></td></tr></table> ② 保有及び保有比率又は保有及び支払比率が確認できる資料として、登記簿又は海上保険証券の写しを添付すること。 ③ 共同保有の場合は、①のなお書き以降が明記されている契約書等の写しを添付すること。 ④ 保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることがわかる資料（任意様式）を提出すること。 ⑤ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船	2 グラブ浚渫船	10 杭打船	3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船	4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船	5 バージアンローダ船	13 深層混合処理船	6 空気圧送船	14 サンドドレーン船	7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船	8 固定起重機船		—
1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船																		
2 グラブ浚渫船	10 杭打船																		
3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船																		
4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船																		
5 バージアンローダ船	13 深層混合処理船																		
6 空気圧送船	14 サンドドレーン船																		
7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船																		
8 固定起重機船																			
③ 配置技術者	主任（監理）技術者の保有する資格	① 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 ② 配置技術者の保有資格について、国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）又はこれと同等以上の資格を有する場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。 ③ 監理技術者資格者証による場合は、監理技術者資格者証（裏面を																	

6

の 能 力 及 び 担 い 手 確 保 の 取 組		含む。)の写しを添付すること。(平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を有する場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。) ④ 監理技術者資格者証によらない場合は、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。 ⑤ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	
	過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無	① 評価対象を「元請として、過去8年間(8年前の日の属する年度の4月1日以降)に施工し、引き渡した同種工事に現場代理人又は主任(監理)技術者として従事した経験の有無」としているの、該当する工事について記載すること。 ② 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。 ③ 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。 ④ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	6
	継続学習(CPD)の取組状況	① 当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における配置技術者の継続学習(CPD)に対する取組状況を評価する。 ② 各認証団体推奨単位以上(例:全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可)の取組みを評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	7
	技能士等の活用	① 評価対象とする技能士等の従事する工種は、工事の内容に応じて指定された工種において配置する技能士について記載すること。 ② 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。 ③ 従事する技能士等が、技能士の場合は下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格の場合は下請け等の職員は認めないので、雇用関係が確認できる資料を添付すること。	8
	担い手確保の取組	① A及びBの両方に該当する場合に1点を付与する。 ② A又はBのいずれか1項目に該当する場合に0.5点を付与する。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	—
	A 若手技術者の雇用	① 参加申請日において、監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する若手技術者(参加申請日において満35歳未満の者)を3月以上常時雇用している場合に評価する。 ② 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び資格証明書等の写しを添付すること。	—

			B 女性技術者の雇用	① 参加申請日において、監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を3月以上常時雇用している場合に評価する。 ② 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び資格証明書等の写しを添付すること。	—
(2) 企業の地域貢献度	① 地域精通度	地理的条件		① 地域を旧下関市内と旧豊浦郡の2区分とした場合に、工事場所のある地域に本店がある者に2点を付与する。 ② 市内に本店がある者（①に該当する場合を除く。）に1点を付与する。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	—
			過去5年間の災害時緊急対応出動実績	① 下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）において、その出動実績があるものを評価する。 ② 当該制度に登録はあるが、出動実績がないものについては、0.5点を付与する。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	—
	② 地域貢献度	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		① 過去3年間（3年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）に下関市内に住所を有する者を新規に雇用（下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。）した後、1月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用している場合に評価する。 ② 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び被雇用者の住所がわかる書類の写しを添付すること。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	—
			その他の取組	① A～Eのいずれか2項目以上に該当する場合に1点を付与する。 ② A～Eのいずれか1項目に該当する場合に0.5点を付与する。 ③ 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
		A 障害者の雇用状況		① 参加申請日において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の報告義務がある事業主は、法定雇用率以上の障害者の雇用がある場合に、報告義務がない事業主は、1人以上の障害者の雇用がある場合に評価する。 ② 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳等）の写しを添付すること。	—
		B 更生保護の協力雇用主登録		① 参加申請日において、保護観察対象者の「協力雇用主」の登録を受けている者を評価するので、登録を受けていることがわかる書類を添付すること。	9
		C 消防団協力事業の登録		① 参加申請日において、「下関市消防団協力事業所」の認定を受けている者を評価する。	—

			D やまぐち男女共同参画推進事業の認証 ① 参加申請日において、「やまぐち男女共同参画事業者」の認証を受けているものを評価するので、認証を受けていることが分かる書類を添付すること。	—
			E 地域貢献活動の実績 ① 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。 ② 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。ただし、「しものせき美化美化大作戦」、「しものせき美化美化キャンペーン」の場合には、提出様式（様式10-1号）の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。	10-1 10-2